

議案第114号

葛飾区文化会館及び葛飾区亀有文化ホールの指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和5年9月13日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

葛飾区文化会館及び葛飾区亀有文化ホールの指定管理者を指定する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区文化会館及び葛飾区亀有文化ホールの指定管理者の指定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

葛飾区文化会館及び葛飾区亀有文化ホール

2 指定管理者の名称等

東京都豊島区東池袋四丁目23番15号第2キンズメンビル5階

キョードーファクトリー・キョードー東京・シミズオクト共同事業体

構成員（代表者）東京都豊島区東池袋四丁目23番15号第2キンズメンビル5階

株式会社キョードーファクトリー

代表取締役 前田三郎

構成員 東京都港区南青山五丁目2番1号NBFアライアンス内

株式会社キョードー東京

代表取締役 山崎芳人

構成員 東京都新宿区高田馬場四丁目39番1号

株式会社シミズオクト

代表取締役 清水卓治

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで